

令和 2 年 5 月 7 日  
(保険医療課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人日本歯科医師会

歯科診療における新型コロナウイルス感染症拡大に際しての  
電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて

平素より本会会務の運営に格別なるご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、すでに貴会宛にメールにてお知らせしておりますが、厚生労働省医政局並びに保険局より、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた歯科診療の取扱い等に係る事務連絡が別添のとおり発出されております。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、時限的かつ特例的であり、前例のない取扱いや都道府県窓口への届出並びに報告等の手続きも多く、診療現場での混乱を招きかねないことから、厚労省から発出された各種通知文書に基づき、本会において別添スライド資料を作成いたしました。

つきましては、貴会会員各位への周知等の一助に活用いただければと存じます。

(添付資料)

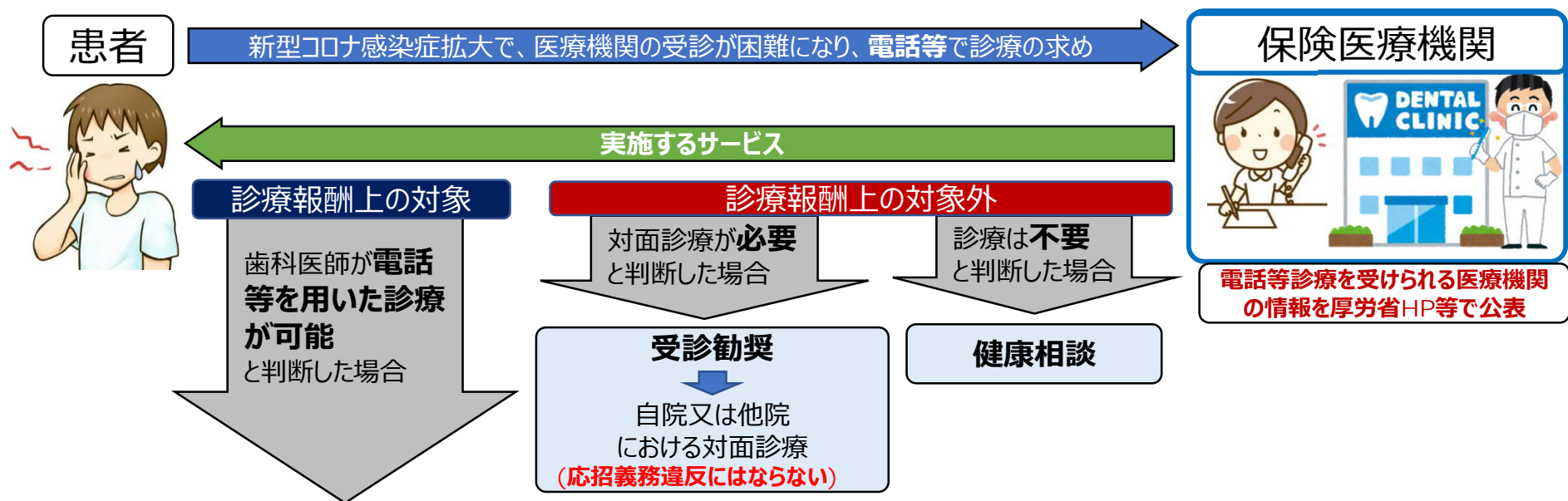
○本会作成スライド資料

「新型コロナウイルス感染症に係る歯科の電話等診療の取扱い等について」

○厚生労働省事務連絡等

- ・ 歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について (依頼) [令和 2 年 4 月 24 日]
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 15) [令和 2 年 4 月 27 日]
- ・ 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

# 新型コロナウイルス感染症に係る 歯科の電話等診療の時限的・特例的な取扱いについて



受診歴の有無に関係なく

電話等 初診料 185点

+

処方料 42点 or 処方箋料 68点  
(急性疾患等の投薬も可)

※患者が電話等による服薬指導等を希望する場合、備考欄に「0410対応」と記載  
 ※患者の基礎疾患を把握できていない場合は、「その旨」を記載  
 ※口腔内の状況や基礎疾患の情報が把握できていない場合の処方日数は7日間を上限

「歯管または特疾管」を算定していた患者に対して

電話等 再診料 53点/44点

+

処方料 42点 or 処方箋料 68点  
(急性疾患等の投薬も可)

+

管理料 55点

# 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）

Q: 初診から電話等を用いた診療は、いつから算定可能か？開始に当たって都道府県への届出は必要か？

➡ A: 令和2年4月27日から算定可能。届出は算定要件ではない。

Q: 歯科で電話等診療の対象となるのは処方を行った場合だけか？

➡ A: 原則として処方を伴う診察が算定対象。  
処方を伴わず健康相談や受診勧奨は算定対象とはならない。

## ～具体的な請求について～

原則、処方料 or 処方箋料が必要 (急性疾患等の投薬も可)	歯初診を届け出た 医療機関	歯初診を未届けの 医療機関	地域歯科診療支援 病院	レセプト 摘要欄記載
電話等を用いた初診を行った場合	185点	(区分番号C000歯科訪問診療3を準用)		コロナ特例
電話等再診料	53点	44点	73点	



歯管又は特疾管を算定  
していた患者が・・・



電話等で診療の  
求めがあった場合

電話等再診料と処方料or処方箋料に  
併せて医学管理55点(月に1回に限り)  
が算定可



- ・医管の施設基準がなくても可
- ・従前にP病名が無くても可
- ・写真撮影が無くても可

歯科治療時医療管理料45点+  
歯周病患者画像活用指導料10点  
を準用

Q: 初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合は、当該施設基準の届出を辞退するのか？

➡ A: 届出を辞退する必要はない。ただし、実施出来るようになった場合には、速やかに研修を受講する。

# 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

## ① 準備

- 電話等診療を行う場合は、**都道府県の窓口**に届出※
- 対面診療が必要な場合に紹介予定の医療機関があれば同時に届出
- 自院HP等で、電話等診療の可能な時間帯、予約方法、電話等診療の限界等を記載

1. 調査票（別紙1-2）を都道府県に届出
2. 電話等診療を行う場合、初診、再診問わず提出

## ※届出についてのポイント

- \* 医政局作成「マニュアル」の①準備に記載のある「**届出**」は、電話等を用いた診療を実施する医療機関が、調査票（別紙1-2：スライド5枚目参照）にて**都道府県に報告すること**をいう。
- \* この調査票は、電話等を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚労省HPで公開し、国民・患者への情報提供を目的としたもので、**届出は算定要件ではない**。
- \* 5月8日の提出期限以降でも電話等の診療を実施する医療機関は**随時、都道府県に調査票を提出できる**。

# 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

## ②事前の予約

- 電話等診療の予約調整を行う
- 患者に、電話等診療の限界とその際の対面診療や受診勧奨の可能性を伝える
- 患者の受診資格の確認（被保険者証の写しをFAXや電子メール添付）
- 患者の本人確認（電話等で氏名、生年月日、連絡先、保険者名、保険者番号、記号、番号等確認）
- 患者の支払方法の確認（銀行振込、クレジットカード決済、電子決済等により実施も可）

## ③診療

- 予約時に患者から聞き取った電話番号やデバイスに歯科医師側からアクセス
- 電話等診療では、診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨
- 受診勧奨のみで終了した場合は、診療報酬の算定は不可

## ④診療後

- 処方箋を発行する際、患者が電話等による服薬指導を希望する場合、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局にFAX等で送付（後刻可能な時期に処方箋原本を薬局に郵送）
- 院内処方の場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により薬剤を渡しても差し支えない
- 精算手続きを行い、領収書と明細書をFAX、電子メール又は郵送等で無償交付
- 初診の患者を診察した場合、所定の調査票に必要事項を記入し、月末に取りまとめ都道府県へ報告

1. 報告様式（別紙2-2：スライド5枚目参照）で都道府県に報告
2. 初診の患者を診察した場合各都道府県に報告

# 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

## 各都道府県指定の回答先に報告（メールやFAX）

### 歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

別紙1-2

	基本情報					事務連絡に基づく対応について				
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号	ウェブサイトURL	初診の電話等を用いた診療の実施の有無	再診の電話等を用いた診療の実施の有無	対応診療科	担当歯科医師名	対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名（複数ある場合は複数、住所も併せて記載）
例	〇〇歯科医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000	<a href="http://www...">http://www...</a>	○	○	歯科 口腔外科	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇病院（東京都〇〇区・・・） 〇〇病院（埼玉県〇〇市・・・）

1. 初診、再診に関わらず、**電話等診療を実施する医療機関は届出**をする
2. 対面診療が必要な場合に連携する医療機関名は、該当する医療機関がなければ**空欄でも可**（赤丸箇所）

### 歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

別紙2-2

	基本情報													
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）		電話番号	ウェブサイトURL								
例	〇〇歯科医院	000-0000	東京都千代田区・・・		080-0000-0000	<a href="http://www...">http://www...</a>								
	対応した歯科医師			初診からの電話等による診療等の実施について (以下のいずれかが該当するものを選択し、電話を用いた場合は「1」、 視覚の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入してください。)			患者情報			診療の内容				
	日付	診療科	歯科医師氏名	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できた患者に対して診療を行った。	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できない患者に対して診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った。（受診勧奨）	年齢	性別	住所地（都道府県）	診断名（診断がつかない場合は症状名）	指示の内容（対面診療を指示した場合はその旨）	処方した薬剤（処方日数）	（保険診療の場合）診療科	再診の予約日（〇日後）
例	2020/4/13	歯科	〇〇 〇〇		1		25	男	東京都	上顎前歯歯肉の急性炎症	自宅待機 (投薬による経過観察)	ケフラル（3日分） コカール（3日分）	電話等再診	4日後

1. **初診の患者に係る**、事務連絡 1.（1）及び（3）②により**診療や受診勧奨を行った際のみ報告**
2. 本調査を回答する、しないに関わらず、電話等診療は可
3. 月末にひと月の一覧を集計し、翌月各都道府県の期限日までに報告

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本日付けで発出した「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）においては、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し公表するため、各都道府県において、関係団体とも適宜協力をしながら、管下の医療機関のうち、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告するようお願いしたところである。

また、事務連絡においては、各都道府県において、管下の医療機関における事務連絡 1 .（1）及び（3）による歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨の毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告するようお願いしたところである。

つきましては、各都道府県におかれては、別紙 1 - 1「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙 2 - 1「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を集計し、それぞれ所定の期限までに厚生労働省の所定の提出先へ提出をお願いします。なお、厚生労働省への提出に際しては、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）において依頼した提出と同時に取りまとめて提出して差し支えない。

なお、これらの調査については、別記の関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施の当たっては、適宜、管下の関係団体とも連携しながら行うこと。

(別記) 関係団体  
公益社団法人 日本歯科医師会



## 歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

### 1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。)に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

### 2. 調査対象施設

全ての歯科診療を行う医療機関とする。

### 3. 調査実施方法

#### (1) 医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

#### (2) 都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

### 4. 調査結果の提出

#### (1) 提出期限

令和2年5月8日(金)

調査結果の提出に際しては、「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

( 2 ) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県にご提出ください。

Tel : 03-5253-1111 ( 内線 2569、4124、4107、2618 )

5 . 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を月毎にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。





## 歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

### 1. 調査目的

「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

### 2. 調査対象

事務連絡1.(1)及び(3)②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

### 3. 調査実施方法

#### (1) 医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.(1)及び(3)②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

※ 「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。

#### (2) 都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

### 4. 調査結果の提出

#### (1) 提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注) 調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : [enkaku@mhlw.go.jp](mailto:enkaku@mhlw.go.jp)

**※都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県に提出ください。**

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124、4107、2618)



事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 2 8 日  
(保険医療課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の  
臨時的な取扱いについて (その 1 5)

4月24日付にて厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課より「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が発出されたことを受け、同日開催の中医協総会において「歯科診療における新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」が議論され、承認されました。そしてこの度、別添の通り保険局医療課より診療報酬上の臨時的な取扱いについて通知が発出されましたのでご連絡致します。

本会では、かねてより、新型コロナウイルス感染症患者の増加に際し、歯科診療でも電話や情報通信機器を用いた診療等について要望してきたところです。

これにより、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療及び処方、また継続的な管理を行っている患者に対しての管理が歯科においても実施が可能となりましたが、医科と同様に原則として薬剤の処方がなければ算定ができないなどの問題が残っております。

感染拡大地域では国民に定期的な受診等を延期するなどのお願いをしているなかでも、電話等で継続的な指導管理を行うことは重症化予防の観点から極めて重要なことと考えております。厚労省には、薬剤の処方がなくても、指導管理が行えるよう現場の実情に合わせた取扱いを重ねて要望しておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

(別 添)

- 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 1 5)  
(令和 2 年 4 月 2 7 日付・事務連絡)



事務連絡  
令和2年4月27日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その15)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
健康保険組合 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡  
令和2年4月27日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

### 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「歯科診療における新型コロナウイルス感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月24日事務連絡」という。（別添参照））において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてとりまとめられたこと、及び今般の地域における感染拡大の状況等を踏まえ、電話や情報通信機器を用いた診療を適切に実施する観点から、臨時的な診療報酬の取扱い等について下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年3月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

### 記

#### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、4月24日事務連絡1.（1）に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定告示」という。）別表第二歯科診療報酬点数表C000 歯科訪問診療料に規定する歯科訪問診療3の185点を算定すること。その際は、4月24日事務連絡における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。

また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

ただし、4月24日事務連絡1.(1)に規定する場合であっても、既に保険医療機関において診療を継続中の患者が、他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定すること。

2. 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月24日事務連絡2.(1)に基づき調剤を実施した場合、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる。

また、4月24日事務連絡2.(2)に規定する電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる。

3. 継続的な管理を行っている患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、B000-4 歯科疾患管理料又は B002 歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理等を行う場合は、医学管理として B001-3 歯周病患者画像活用指導料の10点及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の45点の合計55点を月1回に限り算定できることとする。

4. 診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

(別添)

問1 電話や情報通信機器を用いて初診を行うことが可能であると歯科医師が判断した場合、初診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) A000 初診料 1 歯科初診料、2 地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれを算定している保険医療機関であっても、C000 歯科訪問診療 3 (注の加算を含む。) を算定する。

なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問2 電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合、再診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) 施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた A002 再診料 44 点、53 点、73 点をそれぞれ算定する。

なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問3 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療の算定対象は、原則として処方を行ったものか。

(答) そのとおり。

問4 B000-4 歯科疾患管理料、B002 歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合に、どのような管理料が算定できるか。

(答) いずれの患者に対しても B001-3 歯周病患者画像活用指導料及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の合計 55 点を月 1 回に限り算定する。

なお、B001-3 歯周病患者画像活用指導料については、1 枚撮影したものとして算定する。

問5 B000-4 歯科疾患管理料を算定していた患者で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合においても、B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問6 口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問7 A000 初診料 1 歯科初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合に、当該施設基準の届出を辞退する必要があるか。

(答) 届出を辞退する必要はない。ただし、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。

(別添2)

事務連絡  
令和2年4月24日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によって活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。」とされたところである。これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いする。

また、これに伴い、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年3月4日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「3月4日事務連絡」という。)は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

## 1. 医療機関における対応

### (1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の歯科医師は、当該歯科医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該歯科医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。ただし、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。

診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク（※）又は健康診断の結果等（以下「診療録等」という。）により当該患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。診療録等により当該患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならないこと。

（※）患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み

なお、当該歯科医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った場合は、受診勧奨に該当するものであり、こうした対応を行うことは歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する応招義務に違反するものではないこと。

### (2) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点について

#### ① 実施に当たっての条件及び留意点

上記（1）により初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合は、以下アからウまでに掲げる条件を満たした上で行うこと。

ア 初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、歯科医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること（※）。

（※）説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。以下「指針」という。）Vの1.（1）に定める説明や同意に関する内容を参照すること。

イ 歯科医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介するこ



と。

ウ 電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合においては、窓口での被保険者の確認等の手続きが行われず、また、診療も問診と視診に限定されていることなどから、対面で診療を行う場合と比べて、患者の身元の確認や心身の状態に関する情報を得ることが困難であり、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方防止の観点から、以下の措置を講じること。

- ・ 視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、歯科医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行うこと。その際、歯科医師にあつては歯科医師の資格を有していることを証明することが望ましい。
- ・ 電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。
- ・ 電話を用いて診療を行う場合であつて、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。
- ・ なお、被保険者証の確認に加えて患者の本人確認を行う場合には、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」（令和2年1月10日付け保保発 0110 第1号、保国発 0110 第1号、保高発 0110 第1号、保医発 0110 第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長連名通知）等に留意して適切に対応されたい。
- ・ 虚偽の申告による処方が疑われる事例があつた場合は、その旨を所在地の都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、管下の医療機関に注意喚起を図るなど、同様の事例の発生の防止に努めること。

## ② その他

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

## (3) 2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合について

### ① 既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について

既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について、電話や情報通信機器を用いた診療により、当該患者に対して、これまでも処方されていた医薬品を処方することは差し支えないこと。

また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えないこと。ただし、電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者（既に当該患者に対して3月4日事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を行っている場合を含む。）に

説明し、同意を得ておくこと。また、その説明内容について診療録に記載すること。

② 上記（１）により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者について

上記（１）により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者に対して、２度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて行う場合については、上記（１）の記載に沿って実施すること。なお、上記（１）による診療は、問診及び視診に限定されたものであることから、その際に作成した診療録は、上記（１）に記載した「過去の診療録」には該当しないこと。

（４）電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

電話や情報通信機器を用いた診療を実施するにあたっては、指針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ並びにⅤ 1（１）、（２）、（４）、（５）及び（６）並びにⅤ 2（１）、（２）及び（５）に定める内容も参考とすること。また、感染が収束して本事務連絡が廃止された後に、直接の対面診療を行うこと。

（５）処方箋の取扱いについて

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導（以下「服薬指導等」という。）を希望する場合は、処方箋の備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月１０日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「４月１０日事務連絡」という。）と同様、「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、歯科医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

上記（１）の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

なお、院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えないこと。その具体的な実施方法については、下記２．（４）に準じて行うこと。

（６）実施状況の報告について

上記（１）及び（３）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別添１の様式により、所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。また、各都道府県は管下の医療機関における毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。なお、厚生労働省への報告に際しては、４月１０日事務連絡１．（５）において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

## 2. 薬局における対応

### (1) 処方箋の取扱いについて

1. (4)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。

薬局は、可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

### (2) 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えないこととする。患者、服薬状況等に関する情報としては以下が考えられる。

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した歯科医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

ただし、注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の歯科医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施すること。

なお、当該薬剤師が電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導等を促すことは薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

### (3) 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施する場合の留意点について

上記(2)により電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合は、以下①から④までに掲げる条件を満たした上で行うこと。

- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、配送及び服薬状況の把握等の手順について、薬剤師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、当該説明を行ったことについて記録すること。
- ② 薬剤師は、電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行うに当たり、当該患者に初めて調剤した薬剤については、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して

薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、

- ア 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にファクシミリ等により送付してから服薬指導等を実施する
- イ 必要に応じ、薬剤の交付時に（以下の（４）に従って配送した場合は薬剤が患者の手元に到着後、速やかに）、電話等による方法も含め、再度服薬指導等を行う
- ウ 薬剤交付後の服用期間中に、電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
- エ 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した歯科医師にフィードバックする

等の対応を行うこと。当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施すること。

- ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、速やかに対面による服薬指導に切り替えること。
- ④ 患者のなりすまし防止の観点から講ずべき措置については、１．（２）①ウに準じて行うこと。

#### （４）薬剤の配送等について

調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持（温度管理を含む。）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこと。薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること。

また、品質の保持（温度管理を含む。）に特別な注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

#### （５）その他

- ① 本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合であっても、患者の状況等によっては、対面での服薬指導等が適切な場合や、次回以降の調剤時に対面での服薬指導等を行う必要性が生じ得るため、本事務連絡に基づく取扱いは、かかりつけ薬剤師・薬局や、当該患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましいこと。
- ② 歯科医師が電話や情報通信機器を用いて上記１（１）に記載する受診勧奨を実施した場合であって、患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言した場合には、当該患者が薬局等に来局せずに、インターネット等を経由した一般用医薬品の購入を行うことが想定されるところ、薬局等においては、適切な医薬品販売方法

に従って対応されたいこと。この際、当該医薬品に係る適切な情報提供及び濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について留意すべきであること。

なお、インターネット等を利用して特定販売を行う薬局等に関しては、厚生労働省ホームページ「一般用医薬品の販売サイト一覧」(※)において公表しているため、適宜参照すること。

※「一般用医薬品の販売サイト一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/index.html>

③ 薬局は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知すること。

ア 服薬指導等で使用する機器（電話、情報通信機器等）

イ 処方箋の受付方法（ファクシミリ、メール、アプリケーション等）

ウ 薬剤の配送方法

エ 支払方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）

オ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器（電話、情報通信機器等）

### 3. 医療関係者、国民・患者への周知徹底

国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとする。このため、各都道府県においては、関係団体とも適宜協力をしながら、別添2の様式により、管下の医療機関のうち、本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告すること。なお、厚生労働省への報告に際しては、4月10日事務連絡4.において依頼した結果の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。また、当該医療機関の一覧については、各都道府県においても、関係団体とも適宜連携をしながら住民や医療関係者への周知を図られたい。

なお、医療機関は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を医療に関する広告として広告可能であること。

### 4. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、各都道府県においては、上記1(6)に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

# 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的取扱いに基づき  
診療を行う場合のマニュアルになります。

## <電話による診療の場合>

### ● 用意するもの：電話のみ

#### ① 準備

- 電話による診療を行う場合は、都道府県の窓口へ届出を行います。
- その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。
- ホームページ等において、電話による診療を行う旨、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。

※ ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができます。

#### ② 事前の予約

※ 歯科医師以外のスタッフが電話で行うことを想定。

- 患者から電話による診療の求めがあった場合、予約の調整を行います。
- 患者に対し、症状によっては電話では診断や処方とならず、対面診療や受診勧奨になることを伝えます。
- また、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで送付させることや、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して送付させること等により、受給資格の確認を行います。
- 上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認します。
- あわせて、患者の利用する支払方法を確認します。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えありません。）

### ③ 診療

- 予約時に患者から聞き取った電話番号に電話をかけます。
- 電話による診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨します。なお、受診勧奨のみで終了した場合には、診療報酬は算定できません。

### ④ 診療後

- 処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付します（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付します）。
- 精算手続きを行います。領収証と明細書をファクシミリ、電子メール又は郵送等により無償で患者に交付します。
- 初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告します。

## <オンライン（情報通信機器）による診療の場合>

### ● 用意するもの：インターネット、デバイス（パソコンやスマホ等）

#### ① 準備

- オンラインによる診療を行う場合は、都道府県の窓口へ届出を行います。
  - その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。
  - ホームページ等において、オンラインによる診療を行う旨、診療科、担当する歯科医師とその顔写真、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。
- ※ ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができます。

#### ② 事前の予約

- Web予約等の予約管理機能がある医療機関はシステムから予約を受け付けます。
- もしくは、電話で予約を受け付けます。
- 患者に対し、症状によってはオンラインによる診療では診断や処方とならず、対面診療や、受診勧奨となることを伝えます。
- この時に、当該患者の被保険者情報を入力してもらうことなどにより、受給資格を事前に確認しておきます。
- あわせて、患者の利用する支払方法を確認します。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えありません。）



### ③ 診療

- アプリケーションやテレビ電話を用いて患者のデバイスに歯科医師側から接続します。
- まずは、顔写真付きの身分証明書や歯科医師免許証を提示し、本人であることと歯科医師であることを証明します。
- 次に、患者に被保険者証を提示させ、受給資格を確認し、確認できたら診察を開始します。
- オンラインによる診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨します。なお、受診勧奨のみで終了した場合には、診療報酬は算定できません。

### ④ 診療後

- 処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付します（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付します）。
- 精算手続きを行います。領収証と明細書をファクシミリ、電子メール又は郵送等により無償で患者に交付します。
- 初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告します。